

いちご一会とちぎ国体那須町競技施設整備実施要項

1 趣旨

この要項は、いちご一会とちぎ国体那須町施設整備基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、競技役員、その他関係者及び一般観覧者の利便を図り、円滑な競技運営と快適な観覧ができるようにするために、競技施設の整備に関して必要な事項を定める。

2 方針

競技施設の整備にあたっては、競技会運営に支障のないよう既存施設を最大限に活用するとともに、必要に応じて臨時仮設物（付帯設備含む。以下同じ）で対応する。

3 競技施設

競技施設は、競技会場及び練習会場とする。

4 臨時仮設物の整備

臨時仮設物は、概ね次のとおりとし、競技会場、練習会場その他必要と認める場所に整備する。

テント、トラスゲート、フェンス、防護マット、ステージ、仮設トイレ、電気設備、放送設備、通信設備、仮設スタンド、給排水設備、スロープ、その他

5 競技施設の管理

大会期間中は、競技施設に必要な人員を配置して、施設管理者と連携しながら適正な保守・安全管理を行う。

6 臨時仮設物の設営及び撤去

- (1) 臨時仮設物の設営及び撤去は、委託業者等により行う。
- (2) 臨時仮設物の設営は、競技施設の状況を勘案し、競技会開始の前日までに完了するものとする。
- (3) 臨時仮設物の撤去は、競技会終了後速やかに行い、会場等を原状に復旧するとともに、清掃を徹底し、借用物品については、借用先に確実に返却する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における競技施設整備についても、必要に応じてこの要項を準用する。